

# 公益財団法人久留米文化振興会定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、公益財団法人久留米文化振興会と称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を福岡県久留米市に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

**第3条** この法人は、芸術文化の振興と地域文化の活性化を図ることにより、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するために次の公益目的事業を行う。

- (1) 美術館の管理運営に関する事業
- (2) 文化ホール等芸術文化施設等の管理運営に関する事業
- (3) 芸術文化の振興及び地域文化の活性化を図る事業

2 この法人は前項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業を行う。

- (1) 売店喫茶事業
- (2) その他公益目的事業の推進に資する事業

3 前2項の事業は福岡県において行うものとする。

## 第3章 財産および会計

(財産の種類別)

**第5条** この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分し、基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

**第6条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第7条** この法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の

承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第8条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

**第9条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

**第10条** この法人に、評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の欠格事由)

**第11条** 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げる者。

- (2) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者。
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第6条第1号に該当する者。
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者。

（評議員の選任及び解任）

**第12条** 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからハまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

- (2) 次のイからハまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人

ロ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ハ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法（平成15年第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

**第13条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

**第14条** 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合における支給基準については、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程による。

## 第5章 評議員会

（評議員会の構成）

**第15条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

**第16条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（評議員会の開催）

**第17条** 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

**第18条** 評議員会は、法人法第180条第2項に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の決議に基づき招集する。
- 3 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、各理事が評議員会を招集する。
- 4 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。この場合、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、理事長は評議員会の開催日の5日前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(評議員会の議長)

**第19条** 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(評議員会の決議)

**第20条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の額
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議等の省略)

**第21条** 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的

記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

**第22条** 評議員会の議事については、法人法第193条で定めるところにより、議事録を作成する。

2 第19条に定める評議員会の議長及び出席した評議員のうち議長が指名する一人以上の評議員が、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

**第23条** 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

## 第6章 役員

(役員を設置)

**第24条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の欠格事由)

**第25条** この法人の役員の欠格事由については、第11条第1項及び第2項を準用する。この場合においてこれらの規定中「評議員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(役員を選任)

**第26条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事を選任する場合に満たさなければならない要件については、第12条第2項を準用する。この場合においてこれらの規定中「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。監事についても同様とする。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

**第27条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行す

る。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第28条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第29条** 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第30条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

**第31条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事にはその対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 第1項のただし書き及び前項の支給基準については、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程による。

## 第7章 理事会

(理事会の構成)

**第32条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

**第33条** 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

**第34条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 各理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。この場合、理事長は遅滞なく理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するとき、理事会の開催日の5日前までに各役員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の開催)

**第35条** 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

(理事会の議長)

**第36条** 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠席した場合の議長は、副理事長がこれにあたる。
- 3 理事長及び副理事長が欠席した場合の議長は、出席した理事の互選により選任する。

(理事会の決議)

**第37条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

**第38条** 理事会の議事については、法人法第197条で準用する第95条第3項に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

**第39条** 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第40条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

**第41条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第42条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくはは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第43条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくはは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局)

**第44条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長その他の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

**第45条** この法人の公告は電子公告による方法により行う。

## 第11章 補則

(委任)

**第46条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18

年法律第50号。以下「整備法」という)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の移行登記をもって就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	檜原 利則	西田 眞一郎	本村 康人
	前川 博	田中 多門	坂井 政樹
	辻 文孝	竹下 榮二	
監事	木村 則幸	中園 雄介	

4 この法人の最初の理事長は檜原利則、副理事長は西田眞一郎、常務理事は竹下榮二とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

峯尾 啓司	橋本 安彦	森 俊之
絹笠 順一	金丸 憲市	森 多三郎
寺崎 巖	橋本 政孝	堤 正則

#### 附 則

1 この定款は、平成24年6月19日から施行する。

第22条2項の改正については、同日の評議員会議事録から適用する。

#### 附 則

1 この定款は、平成28年2月25日から施行する。

##### 別表第1

##### 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・数量等
定期預金	筑邦銀行 本店